

と き 平成 25 年 3 月 29 日（金）

ところ 経済産業省本館 17 階 第 1 特別会議室

産業構造審議会 第 3 回保安分科会議事録

○小林分科会長　　定刻となりましたので、ただいまから第3回産業構造審議会保安分科会を開催いたします。

　本日は、委員25名中13名ご出席いただいております。分科会の定足数に達しております。まず、事務局より配付資料の確認をお願いします。

○表保安課長　　商務流通保安グループ保安課長の表です。まず、配布資料の確認をいたします。配布資料一覧のとおり、資料は1から7－2までと、最後に参考として内閣府の報道発表資料がございます。配付資料に不備がありましたら、議事進行中でも挙手をしてお知らせ下さい。

○小林分科会長　　ありがとうございました。

　それでは議事に入らせていただきますので、最初の議題、産業事故の防止対策について事務局より説明をお願いします。

○表保安課長　　産業事故の防止対策については、まずは資料1の分科会の報告書につきましてご説明させていただきます。

　この報告書は、先日、第2回の保安分科会で論点メモという形で提示させていただいたものを高圧ガス小委員会、それからそのほかの小委員会において一部議論いただきまして、こういう形で具体的にとりまとめたものでございます。

　まず最初に、「はじめに」のところで、産業事故の現状、産業保安がどのような位置づけにあるのか、それから、この報告書のとらえ方ということについてご説明させていただいております。

　まず最初に、産業事故は、安全・安心に対する国民の期待が非常に高まっている今日、一層の徹底が求められていると我々は考えております。産業事故の件数は、23行目以降に発生状況とか発生原因とか細かく書いてありますけれども、簡単にまとめますと、3行目の後半からありますとおり、近年、全体的にみれば着実に減少してきていると。ただ、危険物等の集積が高い一部の素材系製造業などをみると増加の傾向がみられて、深刻な被害も後を絶たないという状況にあると考えております。

　それから、近年、各企業においていろいろと集約が進んでいる中で、1企業、1事業所の産業事故が、企業等が生産している原材料の供給途絶をもたらして、それが国内外企業に広く影響を及ぼすような事態も発生しているという点。それから、先日の第2回の分科会でもご指摘がございましたけれども、産業保安の水準の向上をしっかりとしていくことが、10行目以降にありますとおり、我が国産業の競争力の源泉ともいえるべきものであると考えております。したがって、そのようなことについてまず書かせていただきまして、さらに、一昨年の東日本大震災の際には、大規模な地震、津波によっていろいろと大きな混乱がございましたけれども、そのような観点も非常に重要になっていると考えておりますので、16行目にありますとおり、近年、自然災害に備えるという視点がより重要になっているというような基本的な立ち位置を確認させていただいております。その上で、現在、産業保安の重要性が高まっている中で、深刻な事故がコンビナート等の産業事故に続発し

ているという状況を踏まえまして、それに焦点を当てて、新たな産業保安のあり方について最終的な報告書のとりまとめを行うというのがこの報告書の基本的な姿勢という観点で書かせていただいたところでございます。

具体的に、事故の発生原因につきましては、3ページをお願いいたします。3ページの（2）のところにありますとおり、まず最近の10年余りの期間における高圧ガス関係事故の重大事故を分析して主要な原因をみると、19行目に飛びますけれども、従業員の人為的なミスが重大事故の原因の半数以上を占めているという実態がわかっております。それから、30行目、（3）に飛んでいただきまして、化学プロセスの反応暴走等により甚大な被害を伴う事故3件が続発したわけですが、これにつきましていろいろと分析をいたしまして、それを簡単にとりまとめたものが4ページ（4）、20行目になりますけれども、1つ目としてはリスクアセスメントの問題、26行目、2つ目としては人材育成の問題、29行目、3つ目としては過去の事故情報の共有面での問題、こういうものが産業事故、この3件の重大事故に共通する問題として浮かび上がってきた次第です。

そのようなことをとらえて、今後、我々として何をさせていただきたいかということを書いたものが5ページ5行目以降、2. 企業・業界団体の自主的な取り組みの強化でございます。この報告書においては、まず1つ目として、企業による自主的保安の徹底ということで、9行目にありますとおり、従業員の教育が極めて重要であるとしております。10行目にありますとおり、実態としては技術を伝承するための講師の方々がおのおのの企業の中で不足しているという観点から、まずその確保、育成が重要ではないかと。それから、従業員の担当業務や役割、経験年数等に応じたきめ細かな教育訓練を行うことが必要ではないかというようにしております。また、設備についても、15行目の半ばぐらいですが、事業者みずからが設備の老朽化対策も含めてその安全対策を講じることが最も効果的ではないかというようにしております。

同じく報告書の中において、企業においては、安全に対する意識の低下を防ぐために、まず経営トップが積極的に関与、コミットメントしていただいて、その上で企業において、そのことだけではなくて、自社の産業保安に関する取り組みについてとりまとめを行ったり、さまざまなステークホルダーへの説明のために、とりまとめた結果を公表することなどについて重要という形にしております。

それから、（3）、26行目に飛んでいただきまして、企業がみずから保安の取り組みのレベルが適切かどうかをチェックすることが大変重要だと考えておりますので、そのことを踏まえて、一方で、そのようなチェックの手法が、現状いろいろとみてみましたが、確立したものがないということもわかりましたので、新たなシステムが考案され、導入されるよう政府みずからが環境を整備することが求められているのではないかとしております。

以上が企業における自主的保安の徹底でございますけれども、業界団体の取り組みの推進としては、34行目にありますとおり、爆発等の深刻な産業事故が続けて発生している業

界では、業界共通の課題について検討を行って、その課題への対応とか、教訓の抽出やその共有ですとか、そういう業界挙げての取り組みが有効ではないかと考えておりました、政府としてもそういう業界団体に対して、産業保安について会員企業が実施すべき取り組みのガイドラインですとか、業界団体がみずから積極的に実施する取り組みを盛り込んだ行動計画の策定を要請することを考えてはどうかとしております。

今申し上げた業界団体ベースの行動計画の内容につきましては、（２）のところに具体的にいろいろと書いてございます。大きく２つに分かれておりますが、その１つ目が、会員企業が実施すべき取り組みのガイドラインです。具体的な内容としては、①企業経営者の産業保安に対するコミットメント、②産業保安に関する目標設定、③人材の育成や設備の老朽化への対応等も含めた産業保安のための施策の実施計画の策定、④目標の達成状況や施策の実施状況についての評価、⑤安全文化の向上に向けた取り組み等の自主保安活動の促進に向けた取り組み、例えばこのようなものがあると考えておりますし、業界団体自身としての実施する取り組みとしては、①業界内外で発生した事故の背景・原因や教訓の共有、②企業の教育訓練の支援、③企業の産業保安活動に関するベストプラクティスの共有、④企業が実施する安全文化の向上に向けた取り組みの支援などを書かせていただいております。

また、（３）にありますとおり、業界団体が策定した行動計画につきましては、継続して実施するため対外的に公表して、フォローアップをしていただくことが重要ではないかと。それから、その取り組みの実効性を高めるといったような観点から、産業保安の専門家から構成される機関において定期的に報告をすることが適切ではないかという形でこちらではまとめさせていただいております。

なお、このもの、それからそれ以外のものも一部入りますけれども、今後こういうことをやってはどうかということを取りまとめた資料として、資料２というものを用意させていただいております。タイトルでありますとおり、業界団体による産業保安に関する行動計画に盛り込むべき事項例でございまして、いろいろと業界ごとに事情も違うと思いますので、そのようなことはいろいろと加味していただいた上で、これを参考にした上で、いろいろと行動計画に盛り込んでいただければという形でまとめさせていただいた次第です。

もとのペーパー、資料１に戻らせていただきます。もちろん企業、それから業界団体の取り組みも自主保安という観点から極めて重要とは存じますけれども、我々政府においてもしっかりとした取り組みが重要ではないかということで、報告書の中に記述させていただいております。具体的には、（２）のほうにございますとおり、34行目、重大な事故については、事故を発生させた企業に早期の原因究明、再発防止策の策定・実施を促す。それとともに、極めて重大な事故については類似の事故の再発防止のために、政府などにおいてこれらの評価を行うことが適切であり、このための体制の充実を図るべきであるとしております。また、こうした原因分析に係る情報は広く公表されるべきものですので、また、さらに再発防止策のうち統一的に対処すべきものにつきましては、規則や基準に速や

かに反映させるべきであると考えております。

また、（３）におきまして、９行目にありますとおり、保安面で有効だということが確認された新たな保安技術については技術基準等に取り込むなどの規制の見直しを検討する必要があると考えております。

とは申しまして、中小企業においては個々の企業では対応が容易ではないというような実態もあるかと存じます。したがって、自主保安に関する取り組みに向けたモデル、ひな形のようなものを提供したり、人材育成における積極的な支援を図らなくてはならないと政府としては考えております。一方で、高圧ガス保安法上の認定事業者のように、非常にしっかりした、みずから自主保安に取り組んでいただくことになっているところについては、取り組みを厳しく求めていきたいと考えております。

もちろん、（５）にありますとおり、本日も消防庁の方にオブザーバーとしてご同席いただいておりますけれども、関係機関が一体となった取り組みをすることが極めて重要だと考えておりまして、地方公共団体、検査機関、それから消防庁さん、厚生労働省さん、こういう関係省庁との連携はしっかり進めていきたいと考えております。

また、先ほど３件の重大事故を踏まえて原因の分析をご紹介させていただきましたけれども、それを踏まえまして、以下のような対策への取り組みを強化するということも考えております。２９行目にありますとおり、リスクアセスメントの問題に関しては、その徹底を高圧ガスの取扱量が極めて多いコンビナート等の事業者を求めるということを考えておりますし、人材の育成に関しましては、３４行目にありますとおり、高圧ガスの取扱量が多い事業者に対して、危険を予知する能力等の養成・向上を求めたり、人材育成のための教育プログラムの作成とか、指導分野ごとの講師のデータベースの構築等を検討していきたいと考えております。

それから、事故の調査・検証、情報の共有・活用という観点からは、政府等にワーキンググループを設置して、事故を発生させた企業の事故調査報告書の検証ですとか、原因や事故の教訓等の明確化・共有、教訓とされた事項の実施状況の確認などを実施していきたいと考えております。

それから、高圧ガス保安法においては、認定制度というものがあるというご説明をいたしましたけれども、これにつきましては、１８行目にありますとおり、認定に当たっての要件におきまして、リスクアセスメントの実施ですとか、人材の育成の面をより厳格にするための事項を、これは告示でございまして、認定告示等に明記するということを考えております。それから、最近、保安管理義務違反というものが発生しているわけですが、それにつきましては設備の保全と検査を同一の担当者が担当していたことが原因でありますので、その辺のチェック体制の強化ということもしっかりとやっていきたいと考えております。

それから、（３）にご説明がございまして、事業者が認定事業者としてしかるべき体制になっているかどうかということに関しましては、事業者から認定についての申請

があった際、高圧ガス保安協会ですら事前調査を行っております。これに関しまして、認定事業者のほうでいろいろと問題が起きているということも踏まえまして、事前調査の調査体制、それから調査方法を見直すということも考えております。具体的には、31行目にありますとおり、企業において保安活動や設備の管理を経験した、現場を経験した専門家も新たに加えて調査体制をするということですか、調査方法につきましては、いろいろと重大事故を踏まえた問題点が明らかになっていますので、そこら辺を重点的に調査するということをしていきたいと考えております。

それから、（４）に飛びますけれども、9ページの10行目、5年の認定期間の途中の段階で経済産業省による立入検査を実施するということも考えておりますし、（５）に行きますけれども、認定期間が適切な期間であるのかどうかということについても検証を行って、今後も重大な事故が続けて発生するようであれば、認定期間を含めて制度の見直しについても検討を行う必要があるのではないかというようにさせていただいております。

以上が、今まで自然災害に直接関係のない産業事故についてのご説明でございました。いろいろと政府としての取り組みをご説明いたしましたけれども、その中の最後の（５）の部分を除いたところは、省令以下の対応がとれるところが多くございますので、そのようなものにつきましては、後でも細かくご説明いたしますけれども、できるだけ素早く迅速に対応していきたいと考えております。

続きまして、自然災害の問題につきましてご説明させていただきたいと思います。一昨年の東日本大震災でこういう自然災害が産業事故という形に密接に関係していることが改めて確認された次第でございます。したがって、その点につきましても、この報告書の中でとりまとめさせていただいております。

具体的な今後の方向性につきましては、10ページの10行目、総合資源エネルギー調査会がこの産業構造審議会保安分科会の前身だったわけですが、この総合資源エネルギー調査会の高圧ガス部会ですとか、この保安分科会の高圧ガス小委員会の下で、東日本大震災の経験を踏まえていろいろと対策を検討・実施してまいりました。このようなことは東日本大震災を踏まえるだけではなくて、その他のさまざまな災害でも有効だと考えていますので、こちらの対策を着実に実施するということが1つ。

それから、11ページでございますけれども、最近、南海トラフ巨大地震、それから首都直下地震ということがよく報道されるようになりました。こちらにつきましては、11ページの2行目にありますとおり、我々作業するに当たっては、内閣府などからデータを提示していただかないとその対応に着手できない部分がございますけれども、これをいただき次第、素早く対応に着手したいと考えております。我々も対応が必要ですが、事業者におかれましても、みずからの設備が当該地震の発生に対して本当に十分かどうか、それから業界団体としても会員企業の皆様のために、個々の企業の南海トラフ巨大地震等への対応方針等についての情報共有ということ、業界挙げて取り組みを実施していただきたいなど。もちろん私どもも、繰り返しになりますけれども、提示されたデータを踏まえ

て、合理的な耐震設計基準のあり方についての検討を実施していきたいと考えております。津波につきましても、津波による設備への影響評価についての検討を行って、対応策について検討する必要があると考えております。

以上が全体的な中身でございます。

以上ご説明申し上げましたとおり、政府としていろいろと考えていることがございます。これにつきまして今後どのような時間軸で進めていくかという観点から、最後、簡単にまとめさせていただきたいと思っております。

まず、この報告書を取りとめていただき次第、深刻な産業事故が続けて発生している業界団体に対しては、例えば6ページの5行目にありますとおり、行動計画の策定を要請するというを書いております。これをできるだけ早いタイミングで行いたいと。それによって、業界団体から行動計画をできるだけ早いタイミングで報告いただけるようにしたいと考えております。

また、次のステップとしては、5ページの26行目の（3）に企業みずからが保安のチェックを行う手法についての記述がございます。これにつきましても、しかるべきは、高压ガスに係るものにつきましては少なくとも高压ガス小委員会で評価を行って、企業がみずからの保安のチェックを行う手法を活用できるような環境をできるだけ早く整えて、企業の自主保安を高める嚆矢にしたいと考えております。

それから、7ページ12行目の（4）のところに、中小企業に対して自主保安の取り組みのひな形を提供するというようなことを書かせていただきました。その作業も、もう来年度が3日後から始まりますけれども、ここに同じようにしかるべき場に提供していきたいと考えております。

それから、政府自身が行うものとしては、先ほどもご説明申し上げましたけれども、7ページの29行目①のところに、最近の重大事故を踏まえた政府のアクションという形で、コンビナート等の事業者に対するリスクアセスメントの実施ですとか、8ページの18行目（2）にあるような認定事業者に対するリスクアセスメントの実施、人材の育成、保安管理体制の厳格化などといった告示改正、こういったものがございます。これにつきましてもしっかりと手続を踏みながら、来年度、物によっては再来年度というものがあるかもしれませんが、実現したいと考えておりますし、9ページ8行目（4）にあるような認定事業者への認定期間中の立入検査、これはしかるべき対象事業者に対して早期に行ってまいりたいと考えております。

細かく申し上げますと、いろいろこの時期、この時期、この時期ということがたくさん出てくるわけですが、今、比較的早いタイミングで始めることについて簡単にご説明いたしましたが、政府としてはこの報告書をもとにできるだけ早く産業保安が回復できるよう最大限の努力をしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○小林分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただいた資料1につきましてご質問、ご意見をいただきたいと思います。どうぞご遠慮なくお願いいたします。どうぞ、作田委員、お願いします。

○作田委員 高压ガス保安協会の立場として、ここで詳しく述べられております認定事業者制度について補足を申し上げたいと思います。

資料の8ページでございますが、認定制度の改善というところですが、若干補足しますと、この認定制度というのは、保安体制、保安システムが大変すぐれているということで経産大臣から認定された事業者でございます。本来ならば毎年、都道府県が高压ガス製造設備の保安確保のための調査に入ります。ここがみそなのですが、調査に入りますと操業はストップします。つまり企業にとっては機会損失が発生するわけでございますけれども、認定事業者という形でお墨つきをもらいますと、ストップしないで5年間は操業を継続できる、そういったメリットが与えられるという仕組みでございます。

この認定につきましては、経産大臣が認定する以前に、私ども高压ガス保安協会が事前調査という形で企業に入りまして、保安システムその他について調べさせていただきまして、その結果報告を経産大臣に提出する。経産大臣はそれをみて認定するか否かを決める、こういうシステムでございます。

ここにいろいろございますけれども、大変よくまとめられております。今回、認定制度につきまして、いろいろな問題点を是正しなければいけないと私どもも考えておりましたけれども、その内容がほぼ全部入っていると思います。調査の体制、調査の内容、制度自体の問題と大きく3つに分けられると思いますけれども、調査体制につきましては、ご指摘のように、現在は調査の客観性を確保するという観点から、大学の先生を中心に調査団を結成いたしまして調査いたしております。ただ、正直申し上げまして、大学の先生方でございますので、実務経験は余りない方が多いわけでございまして、やはり調査の内容は工場に入って現実にプラントをみながらいろいろと評価するわけでございますので、現場の経験者、専門家が必要かと思っております。そういった意味で、ここにございますように、民間のプラントの担当者などに専門家として入っていただいて、より実務、実態に詳しい体制で調査したい。これは事業者の企業機密をどうするかという問題がございしますが、ただ、実態はそうはいってられないほど深刻な事態が起こっておりますので、やはり企業機密の確保等に十分配慮しながら、事業の専門家に入って調査していただきたい、このように考えております。

それから、調査方法でございますけれども、ここにございますように、今回の重大事故はいわゆる非定常状態、つまり何らかの形でトラブルが起こって、それにどう対応するかという非定常状態のときに大事故が起こっております。ここに指摘がございまして、要するにリスクアセスメントが不十分だったということでございますので、今回、調査項目におきましても、リスクアセスメントに十分重点を置いて調査したいと思っております。

それから、今までの調査は、ともすれば外形標準といいますか、保安体制のシステムが

十分整備されているか、例えば人員体制がどうなっているか、社内の組織がどうなっているかというようなことを重点的に調べてきた経緯がございますが、反省を踏まえて申し上げますと、内心じくじたるものがございすけれども、つまり入れ物ではなくて現実にそのシステムがどれだけ実効性が上がっているか、これに踏み込んで調査をしなければいけないと思っております。もちろん人材の育成も含めまして、現実的にシステムがちゃんとワークしているかどうか。極端に言えば、保安日誌を全部チェックするとかそのぐらいまで踏み込んで調査をしなければいけないと考えています。

それから、保安の確保というのはただでできるものではなくて、コストもかかりますし人材も必要です。そういった意味では、トップの保安確保に対する意識が極めて重要だと思います。ともすれば、現場はどうしても生産優先にならざるを得ない。これは企業としての宿命だと思います。しかしながら、保安の確保というのは、企業のトップみずからが現場においていて、本当に保安体制は大切なのだということを全従業員にきちっと知らしめる、そういったことが大切だと思いますので、今回の私どもの調査におきましては、トップに対しましても意見を聞かせていただく、こういったことも考えております。

3番目に、この制度自体の体制問題でございますが、これもここにございますように、1回認定を受ければ5年間調査が入らないということになりますと、あえて申し上げますと、企業によっては、保安の確保はわきに置いておいて、何とかこの認定をどうやって通過するかという目的化してしまうというような弊害が若干みられます。つまり、本来は保安の確保のはずが、経済的なメリットが大きいものですから、一説によりますと、1年間で数億円の機会損失の回避ができるともいわれておりまして、そうしますとそのために事前の調査を何とかしてクリアするというような、全部そうではありませんが、そういう傾向がございますので、やはりこれにつきましては見直して、果たして5年間がいいのかどうかというのも考えるべきだと思います。

私どもこの認定調査をやっておりますと、大学の先生方におまとめいただいておりますけれども、実はランクづけしています。A B C Dという、一番優秀なところがA、次がB、Cで、Dはだめということで認定で通過せずという判定でございますが、今まで例はございません。AなりBなりC。問題は、AだろうとBだろうとCだろうと5年間は開放検査をせずに過ごせるということになっておりますので、そうすると、私ども何のためにA B Cとランクづけしているのか。調査内容によっては、極端ですが、例えばAだったら5年間、Bだったら4年間、Cだったら3年間というような認定期間の長短をつけることも考えていいのかなという感じもいたしております。

もう1つ、調査体制の問題では、今回、経産省のほうの案でも途中で臨時検査のようなこともお考えでございますけれども、私どももぜひそういう形が望ましいと思っています。その場合、やはり基本的には都道府県が調査することになっておりますので、県の方にも入ってもらってそういった臨検に臨むということが必要だと思います。ここでもる書かれてございますけれども、やはりこういった大企業、大工場は地域の協力が不可欠でござ

いますので、その意味で地域代表として県の検査担当の方に入っていただくのも1つの案かなと思います。この認定制度が導入する前は、もともとは県がこの保安検査をやっていたわけですが、認定制度の導入によって5年間県の調査が入らなくてもいいということになってしまったものですから、県の調査に対する関与が少なくなり過ぎてしまったということがある県からもご意見を伺っております。そういった意味で、今後県等の一—最近、保安検査を県のみならず市町村にもさるところもございますので、場合によってはもちろん市町村の担当の方にも一緒に入っていただく——そういったことも必要かなと思っております。

いずれにしても、この制度は平成8年度から規制緩和の一環として導入された制度でございますけれども、あえていいますと、そもそも事業者がみずからの事業存続の前提として行わなければならないものが保安確保だと私は思います。その保安確保に対して、何らかの経済的なメリット、馬にニンジンとはいいいませんが、経済的なメリットを与えるから保安の確保を一生懸命やりなさいよというような制度は、私はやはり、もう十数年たちましたので、この辺でもう一回見直して、本当の意味での実効性のある保安の確保のためには制度的に、これは若干時間がかかりますし、今すぐというわけにはいかないと思いますけれども、もう一回きちんとかいいう場でご議論いただいて、新しい認定制度なり保安確保のための制度設計の中でご議論いただくのが妥当かなと、このように考える次第であります。

以上でございます。

○小林分科会長 ありがとうございました。認定を担当している高圧ガス保安協会の立場から、この報告書の特に認定の事項について、内容の評価、それから高圧ガス保安協会としてどういう取り組みをするかということをご説明いただきました。どうもありがとうございました。

この件に関して何か皆さんからご意見ございますでしょうか。どうぞ、加藤代理、お願いします。

○佐藤委員（加藤代理） 今、作田会長のお話を伺いまして、都道府県のお話も出ましたので、ちょっと都道府県の立場から一言申し述べさせていただきます。

作田会長のいわれるように、都道府県も現場を抱えておりまして、その中で認定事業所というのは特に大企業が多いものですから、エリア的にも機能的にも非常に大きな部分を占めています。そこに5年に1度事前調査のときにしか行かないということになるとやはりまずいと思いますので、私ども地方自治体としまして、立入検査などの機会を活用しまして、認定事業所で何が行われているかということとはできるだけ把握するよう努めていかなければいけないなということを、今、作田会長のお話を伺って思いました。

事前調査のとき私どもも加わり、作田会長がいわれたように、AからDまでつけるわけなのですが、中にはCというのもございます。C評価に対しては、「レベルをクリアしている」、「許容範囲にある」といったコメントを私どもはつけているのですが、そういっ

たところと、本当にちゃんとやっているところと、連続操業の期間が同じだというのは確かにおかしいかもしれないと思ってお話を伺いました。

また、事前調査のために事業所側はかなりの労力を費やしており、その準備作業が忙しくて、現場から保安の人がいなくなってしまうなどという、本末転倒な話を我々は耳にするのですけれども、やはり認定というのは自主保安のすぐれたところを選ぶ制度であるとしたら、もちろんきちんと事前調査を行うということは大事なのですが、それによって余りがんじがらめに事業所に対応を求めて、書類作業だけの話になってしまわないようにすることが重要だと思います。今、作田会長もいわれたように、保安の実効性がちゃんと担保されているということが肝心ですが、そのこととチェックポイントを増やして事前調査をぎりぎりやることとはちょっと方向性が違うのではないかなと感じています。そういう意味で、会長さんいわれたように、ころ合いをみて制度の見直しも必要ではないかと考えます。

以上です。

○小林分科会長 ありがとうございました。具体的に県の立場で、作田会長からも県の参加ということがご発言ございまして、それを受けて県としての発言だと思いますが、高圧小委員会で同じ意見をいただいて、事前調査に関しては県ができるだけ参画していただくように、今後検討していただくということで、それは多分了解になっていると思うのです。今、作田会長のおっしゃったのは、経済産業省による立入検査の実施に関して県も参加、それは、確認ですが、そういう意味のご発言でよろしいですか。

○佐藤委員（加藤代理） 経済産業省の行う立入検査に私どもが加わるということももちろん結構なのですが、それにかかわらず、認定事業所でどのような体制が組まれているかということは、都道府県として随時把握していきたいなと思っております。

○小林分科会長 具体的にはそれは、ちょっと事務局から。

○川原高圧ガス保安室長 最近の重大事故が起こっておりますので、幾つかの県の方からは、認定事業所、これは余り県としてはかかわらないというような姿勢をとってこられたのだと思いますけれども、やはりちょっとそういうわけにもいかないというような声もいただいているところでございます。そういったことで県の認定事業者に対するかかわりを強めたいということは幾つかの県からいただいておりますので、そういったものはその他の県にもいろいろ意見を聞いていきたいと思っております。

それから、先ほどから議論になっています、それを認定制度の中のシステムとして立入検査に入っていただくのか、あるいは県の独自として立入検査をやるのかというところは、制度の問題として少し議論させていただきたいと考えております。

○小林分科会長 ありがとうございました。そういうことで、今の報告書の中には県のどういう形の参画かということは明言されていませんが、実態としてはできるだけ県にも参画していただくと。それから、それをどのように体制の中で、あるいはきちんと書くということは、今後の検討ということにさせていただくということでよろしいでしょうか。

——どうもありがとうございました。

三浦委員はこの関連のご質問ですか。

○三浦委員 はい。

○小林分科会長 どうぞ。

○三浦委員 三浦です。すみません。以前から5年間という期間の問題ですとか、その中身については何度か疑問を呈させていただいたということがありまして、今日、作田会長が大変熱く語ってくださり初めて業界としての本音というか、大変おこがましい言い方で恐縮なのですが、うかがえてちょっと安心したというところがあります。それはなぜかといいますと、やはりこのような認定があるということは、一般の住民だったり、使用者側の私たち消費者に関していえば、どんな体制でどんな内容でどういう制度に基づいて行われているのかということは全くわからないわけです。その認定の中には、実はA B C Dという格付もあって、これは学校でいったらAとCは大きな違いですよ。でも通ってしまう、という事実が現実にあるとしたら、それはやはり不安なことなわけです。でも、そこを何とか改善していこうということがあるということと、それから、課長もさっきいろいろとおっしゃっていましたが、たとえ事業者が嫌がることであっても、企業秘密は守りながら、それは絶対にやっていただきたいということです。

それから、どうしても安全とコストの問題ということでいっておられたかと思いますが、安全をかけることをコストなのだとどうか思わないでいただきたいのです。そこそが一番大事なところだと思います。ですので、本当に実効性というものが担保できるような形でこれからも。きっと現場は大変だと思うのです。確かにわかる方が少なく、人が足りないということも聞いておりますのでご苦労かとも思いますが、どうかそこを今後も頑張っていただけたらと思います。

○小林分科会長 どうもありがとうございました。はい、どうぞ。

○小川委員 先ほど作田委員がいわれた点につきまして、私は、一応認定の学識経験者の委員をしている立場でちょっと意見をいわせていただきたいと思います。

先ほど作田会長がいわれましたように、我々、事前調査するのですけれども、そのときに出していただく資料というのは、事業者が従前に出した資料を事前にいただいて、それをみて、現地調査として1日だけヒアリングを聞いて評価しています。そのときに、先ほど作田会長がいわれていましたように——作田会長ではなくて県の方がいわれたのですか、そういう資料を準備するのに企業の方、皆さん労力をかけられるので、その辺の問題とかおっしゃったのではないかと思いますけれども、ただ、我々としてそれだけですべて中身はなかなかわからないわけです。評価のための資料としては、先ほど説明のあった経済産業省による立入検査の結果とかいろいろな資料をいただかないと十分な評価はできない、今までの事前調査というのはかなり形式的で、企業側も形式的な資料をきちっと整えていれば合格するというような姿勢がみられる。従来はそのようなチェックだったと思います。先ほどいわれたような実効性のある云々というのは今まで余りやられていなかった。そう

いう意味では、今回、実効性のあるということを重点に置かれたのは非常に重要であります。しかし、これはなかなか難しい問題であるが、先ほども指摘されましたように、企業には過度な負担がかからないように、いかに実効性のあるのをみていくかというのが重要だと思いますけれども、その辺でいろいろ工夫をしていただきたいと思います。

もう1つ、作田会長いわれた、4段階ですか、ランク分けして、それによって連続運転の期間を変えらるとなると、合格となる3段階の評価が重要となりますが、多分現状では、委員の先生方で評価がかなりばらついているのではないかと思います。3段階のチェックがきちっとできるように、審査する人たちに非常に資料をたくさんあらかじめいただかないと、なかなかうまくいかないのではないかと、そのように考えています。

以上です。

○小林分科会長 ありがとうございました。それでは、認定の問題は一応ここでエンドにして、ほかのことで何かご質問、ご意見ございますか。はい、どうぞ。

○八木委員 電気事業連合会の八木でございます。5ページの企業の自主的な取り組みのところについて、ちょっとコメントさせてください。今の作田委員のお話にも出てきていますので少しダブってくるかと思うのですが、大変よく書いていただいていると思うのですが、少し私どもの思いみたいところを述べさせていただいて、参考にということで取り扱っていただけたらと思っています。

安全というか産業事故撲滅ということに関して、作田委員のお話にもありましたように、やはりこれはまず企業みずからが安全ということを事業基盤の基礎として、あるいは社会から信頼を賜るための重要なものであるという意識のもとに、組織自体が安全を最優先とする文化みたいなものをつくっていくという、ここがやはり根本にあるのではないかと考えています。そういう意味では、この企業による自主的保安の徹底というのは非常に大事なことでありまして、いかに企業、組織の中にそういう安全を最優先とする文化を根づかせていくかという観点で考えたときに、ここは大変重要なことが書いてあると思っています。

そういう意味で、私の考えをちょっと整理してみますと、先ほど作田委員からありましたように、やはり第1番目がトップのコミットメント、つまりトップがいかに安全を最優先するというメッセージを発信し、そうしたことが現場第一線までちゃんと伝わっているかどうか、あるいはそうしたことに對して人材や資源配分、投入がちゃんとできているか、こういったことをしっかりと確認していく、これが一番大事ではないかと考えています。

その次に大事なことは、ここに書いていただいています、ステークホルダーへの説明のため、とりまとめた結果を公表する、これは、広い意味でいったらコミュニケーションではないかと考えています。すなわち、トップが現場第一線の状況をしっかり把握できる状況のコミュニケーションができていないか、あるいは各組織の中のいろいろな関連各部門のコミュニケーション、場合によっては協力会社さんを使用する場合もありますから、協力会社さんとの意思疎通、あるいはそうしたことをちゃんとタイムリーに情報提供している

かというコミュニケーションが大事ではないかと思っています。

3つ目が、やはり1点目に書いてあるような技術伝承とか、これはある意味では企業自身がみずからが学習していく組織であるということではないかと思っています。技術継承に必要な技術力、人材育成をちゃんとやっているかとか、トラブルに対する改善措置をきちんとやってきているのか、あるいはリスクアセスメントですけれども、危険感知能力みたいなものをちゃんと育成しているのかとか、大きく分けると3つの柱が各企業の中でいかに根づいているか。そういうことを例えば外部の人にきちっとチェックしてもらおう。そういう意味合いが非常に大事ではないかと私たちは思っております。

そういうことが十分できているわけではありませんが、5ページに記載されていることは大変重要であるという認識のもとにコメントさせていただきました。

○小林分科会長 ありがとうございました。今おっしゃられた3点は、大まかにはこの報告書の中できちんと記述されていると。そういう評価をいただいたということで、どうもありがとうございました。はい、どうぞ。

○鳥原委員 日本ガス協会の鳥原でございます。まずは全体としてこの報告書、適切にまとめられていると思います。5ページから6ページにかけての企業・業界団体の自主的な取り組みの強化の中で、業界団体による取り組みの推進ということに関しまして一言コメントさせていただきたいと思います。

第1回の分科会においても報告をさせていただいたのですが、都市ガス業界では平成23年5月に国からガス安全高度化計画が示され、これを受ける形で業界として「保安向上計画2020」を平成23年10月に策定しました。現在、業界を挙げて2020年死亡事故ゼロを目指して取り組んでいるところでございます。この計画では、事業者と日本ガス協会がそれぞれ実施すべきことをアクションプランとして定めており、この保安分科会の傘下のガス安全小委員会で実施状況を定期的にフォローすることになっております。私ども業界としては、安全というのはエネルギー業界の基本的な使命であり、また安全が企業にとっての大きなブランド価値、競争力の源泉だと位置づけており、今後も引き続きこの保安向上計画を着実に実行してまいりたいと考えておりますので、経済産業省初め関係者の皆様の一層のご支援よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小林分科会長 ありがとうございました。ご発言、はい、どうぞ。

○大河内委員 私は全く素人の立場で申し上げるわけですが、作田委員の話を聞いたり皆さんの意見を聞いていて不安が高まったというか、規制緩和をしたら事後チェックをするのは当然のことと思いますが、事後チェックをしていくと、こういう結果になったということですが、やはり経営のトップの方が、特に化学工場のようなところなどでは高い保安意識をもっておられるというのが当然のことだと思っています、今さらここに書かなければいけないということのほうが、驚いてしまいます。

人為ミスが多くて、現場の方の意識が低下しているというようなことなのですが、トップの方の意識は当然ですから、トップの方からいろいろな指示がおりていくとして、

現場の方の意見もトップへ上がっていくというような必要もあるのだろうと思います、その辺にも力を入れていただきたい。風通しをよくする必要もあると思います。

この報告書に書かれているようなことは、細部にわたって行き届いた内容になっていますから、具体化していくことをお願いしたいと思います。

○小林分科会長 ありがとうございました。時間がちょっと押しておりますので、この報告書に関しては、やはり業界の団体の方にご発言をぜひ伺いたいと思いますが、石連から何かございますか。松井代理、一言、簡単にお願いします。

○木村（康）委員（松井代理） はい。石油連盟として、異常現象の多発とか法令違反の事例を非常に重く受けとめておりまして、昨年8月に会長の指示で製油所の安全確保に関する検討会を立ち上げまして、これまで各社が自主保安を進めていく上に当たっての基本的な考え方の再確認、あるいは事故の分析に基づく課題の抽出と対応策などの検討を行ってまいりまして、近々まとめる予定でございます。

特に、今のお話にもございましたように、安全最優先、この文化を企業の中にトップから末端まで根づかせるための、やはりトップのコミットメントが最も重要だという認識に立ちまして、このとりまとめにつきましては理事会決定をいたしまして、近々公表する予定でございます。その後のフォローにつきましても、専門家による委員会をきっちりつくりまして、継続的にフォローアップをして、自主保安の推進に当たっていきいたいと考えております。

○小林分科会長 ありがとうございました。続きまして、石油化学工業協会の丸山代理からご発言をお願いします。

○小林（喜）委員（丸山代理） 改めまして、石化協会の会社で大きな事故を発生させましたことに対しましておわびを申し上げます。事故発生以降、協会としてさまざまな取り組みをしてまいりました。先ほどご意見がございましたけれども、トップのコミットメントということでは、経営トップに集まっていただきまして保安懇談会というのを開催して、その中でいろいろな意見交換、あるいは相互啓発をしてまいりました。来年度の夏ごろまでそれを引き続きやった上で、とりまとめをして、またそれを会員各社にフィードバックするという事を考えております。

今回、この分科会で産業事故防止に向けた報告書がまとめられますことを真摯に受けとめまして、業界として行動計画を策定して、それを確実に実行することで事故の防止に努めてまいりますので、今後ともご指導よろしくお願い致します。

○小林分科会長 どうもありがとうございました。鳥井委員が今日、体調不良でご欠席ですが、今朝方、メールで意見をいただいております。時間の関係で詳細は省略させていただきますが、1つは教育の中身の問題。これは報告書の中にも記載されている内容でございます。もう1つは、先ほど皆さんから意見が非常にたくさん出ている経営トップの関与の問題。これもだから報告書にはきちんと書かれていると思います。

3つ目が、報告書の7ページの上の3行に書かれている、重大な事故については政府ま

たは審議会もしくは第三者機関において評価する、この体制の充実を図るという文言と、それから、同じあれですが、8ページ目の上から4行目で、事故の調査・検証、情報の共有・活用ということで事故調査の中身が書かれております。これに関して、航空機の事故の場合には事故調査委員会という国の組織があつて、そういう組織を立ち上げるべきであるというのが鳥井委員のご意見です。

これは、高圧ガス小委員会ではこれが現状どうなっているかということをご説明したのですが、この保安分科会ではまだご説明していないので、現状どういう体制になっているかということを表課長から簡単にお願ひいたします。

○表保安課長 鳥井委員から事故調査の体制の充実ということで意見をいただいております。現状、これは高圧ガスの話でございますけれども、事故については、高圧ガス保安協会の中に事故の検討委員会というのを置いております。通常、最近は別ですけれども、大きな事故は余り起こらないのですけれども、それでも中程度の重要視する事故というのはございまして、それについて一つ一つ、どういった問題があつたかというのを分析しているというような状況で、そういった協会の中で今対応をとっているということがございます。

それから、これは前回でも報告がございました。今回大きな事故が3件ございましたけれども、これについても同じ委員会の中で、その事故の経緯、あるいは教訓なども含めて分析をいただいたということで、そういった意味で、現状で申し上げますと、協会の中の事故検討の委員会の中でノウハウの蓄積等が行われている状況であるということをご報告させていただきます。

以上でございます。

○小林分科会長 ありがとうございます。それでは、皆さんから十分いろいろなご意見等をいただきましたが、報告書自身の中身につきましては、ここをこう変えるべきだというようなご意見はほとんどなかったように感じておりますが、この報告書の中身につきまして、むしろこれをどのように実行していくかということが大切であつて、この中身そのものについては皆さんからご賛同が得られたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございます。

そうしたら、次の議題にまいりまして、各小委員会における主な動きについて、事務局からご報告をお願いしたいと思います。

まず最初に、最近の事故の状況について、表課長からご説明をお願いいたします。

○表保安課長 各小委員会では、昨年度、もしくは昨年度についてどのような事故の状況だったかという報告をいろいろとしております。それを、この全体を議論する保安分科会でも一回ご紹介させていただきたいと考えております。

今ご了解いただきました報告書の案の前提とも関係するのですけれども、一言で申し上げますと、やはり高圧ガスの世界においては事故がふえているという状況に余り大きな変

化がなく、そのほかのものにつきましては横ばいであったり減少傾向であったりということだと考えています。

もう少し具体的に申し上げますと、2 ページ目のところで、高圧ガス保安法に係る近年の事故の発生件数ということですが、平成12年度以降増加傾向で、数字だけみると、平成24年は 379件で前年より79件減少しているわけですがけれども、実はその前年の平成23年の事故のうち86件が東日本大震災によるものであるということです。これを加味すると、86から79を引いた数、この分だけ実はふえているということがわかりまして、結果的にはほぼ横ばいという評価が適切ではないかと考えております。

次の3 ページでございますけれども、L Pガスでございます。こちら、全部引きましたけれども、平成18年に事故件数が増加して、その後、依然として高水準であるということ。それから、平成24年は前年から増加しているけれども、人的被害は変わらないという状況であるということをご報告いただいております。

それから、L Pガス事故の原因につきましては、これも大幅な傾向は変わらずに、4 ページにありますとおり、一般消費者等に起因するものが事故として一番多くて、次にL Pガス販売事業等に起因するものという形になっております。平成24年に特徴的なものは、雪害による事故が平成23年と同様、非常に多くて、全体として事故の件数が3年連続で前年を10%超上回ったという状況でございます。自然災害対策が重要だというのは、ここでも示唆されているかと思えます。

5 ページでございますが、こちらは今度はL Pガスではなくガス事業法でございます。平成19年以降、全体の事故件数は増加基調ということが書いてあります。ただ、これは、解説、るるご説明させていただいておりますけれども、報告をしっかりとるようになったことが大きく影響したのではないかと現在のところは推察されております。平成24年だけを取り出してみますとほぼ横ばいの状況だと考えております。右側のほうにコラムのように平成23年 467件、平成24年 473件という数字がございますけれども、ほぼ横ばいの状況。死亡事故は発生していないという状況がずっと続いているようでして、人的被害も減少しておって、ぜひこの状況を続けていただきたいと考えております。

6 ページでございますけれども、これは傾向的に大きな変化はございませんが、ガス事故のうち爆発や火災による事故に並ぶ大きな事故であるCOによる一酸化炭素中毒の事故でございますけれども、こちらは残念ながら大きな減少はみられていないという状況です。こちらは引き続きしっかりとポイントを絞りながら対策をしていくことが必要ではないかと考えております。

7 ページでございますが、火薬類取締法に係る近年の事故発生件数。これは昭和31年がピークでものすごく多かったのでございますけれども、そこから比べるとかなり低い水準で推移をしていると。一番最後の行になりますが、平成24年は事故件数が増加していますけれども、人的被害は減少していきまして、それから重大事故も低い水準であるということでございます。

8 ページ、電気事業法に係る近年の事故の発生件数でございますけれども、自然災害発生件数が多かった年ですとか、大規模な自然災害被害が発生した年を除きますと、横ばい傾向にあるということが考えられます。22年度、23年度につきましてはそれぞれ、東日本大震災、それから23年度は新潟とか福島の高雨がございました影響で、例年に比べますとふえてはいますけれども、その要素を考慮いたしますと、全体的にみれば横ばいではないかなと考えております。

最後、9 ページでございますけれども、電気におきましては、供給支障事故及び損壊事故というものがございます。これもやはり自然災害発生に影響を受けた年を除けば横ばい傾向にあり、感電死亡事故も横ばい傾向、電気火災事故も横ばい傾向ということで、大きな悪化はみられていないという状況にあると考えております。

以上です。

○小林分科会長 ありがとうございました。最近の事故の状況について、ただいまの説明で何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、高圧ガス小委員会のご報告を川原高圧ガス保安室長からお願いいたします。資料4です。

○川原高圧ガス保安室長 それでは、資料4、それから資料4別紙というのがあるかと思います。その2つの資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

資料4のほうを1枚おめくりいただければと思います。これは燃料電池、水素関係の規制の見直しに関するご報告でございます。

1 ページ目でございますけれども、燃料電池自動車・水素ステーションの普及ということで、最近報道でも一部いわれておりますけれども、2015年から次世代自動車の一つとして燃料電池自動車の普及が開始されようとしております。事業者のほうで計画されております。自動車だけではなく、当然のことながらステーションのほうも普及されるということで、ステーションのほうは若干前倒しで先行整備が計画されているということでございます。この水素でございますけれども、1 ページ目の右のほうに書いてございますような特徴がございまして、燃料電池自動車、あるいは水素ステーションで使う水素は非常に高圧であるというのが1 ページ目の右側の四角の2つ目の丸のところで書かせていただいております。2015年から申し上げますと、燃料電池自動車では70メガパスカルで約 700気圧、水素ステーションは82メガパスカル、約 820気圧と極めて高い圧力の水素を使うということでございます。

次の2 ページ目でございますけれども、2015年から燃料電池自動車等の普及が始まるということで、若干規制上の見直しが必要ということで、平成22年、2つ四角囲いがございます、その2つ目でございますけれども、6月18日に、普及開始に向けて水素ステーションに係る規制の再点検及びその結果を踏まえた対応について工程表を作成するということが決まりました。この閣議決定に基づいて、2 ページの一番下でございますけれども、平成22年に工程表をつくって公表したということでございます。

次の3ページ目をみていただきますと、規制の再点検に係る工程表ということで、具体的にはもう少し詳細が書いてございますけれども、工程表の中には16項目書かれております。1から16まで書かれておりまして、1でいいまして、下線を引いておりますけれども、70メガパスカル水素スタンドに対応した技術上の基準の整備でございますし、この工程表の枠外でその他関連項目ということで、一番下でございますけれども、70メガパスカル自動車燃料装置用圧縮水素容器の技術基準ということで、最初にいいました1ポツのほうの水素スタンドの水素を安全に使うための技術基準ということでございますし、一番下のほうの自動車側の容器で水素を安全に使うための技術基準、こういったものの整備を今続けているということでございます。

そのほかにも、2番から16番まで、いろいろなものがございます。こういった工程表をつくりまして、工程表をつくるだけでなく、4ページ目のほうに行きまして、工程表については毎年見直しを行うということでございまして、22年につくった工程表について、今年度見直して、3月22日に公表したところでございます。資料4別紙というものを準備していただいております。これが具体的な工程表でございます。かなり細かい字で書かれておりますが、一番左側に項目というのが書かれておりまして、先ほどの項目のとおり、1から、裏面で16までございます。その右側に法令名、これは高圧ガス保安法、あるいは建築基準法等、他省庁のものもございます。それから、関係省庁。それから、検討事項ということで、先ほどお示ししました1から16までの項目が並んでいるところでございます。その右に11年度から15年度ということで、それぞれの年に、2011年度、あるいは2012年度につきましては何をやったかというのが書かれているところでございます。2013、2014、2015年度のところで、2014年度の終わりぐらいからちょっと線を引いてございますけれども、燃料電池自動車、水素ステーションの普及が開始されるということでございまして、ここに向けて先ほどの16項目の各項目について今、規制見直しを進めているということでございます。

そういったことで、この工程表を先般見直して、公表させていただいたということでございます。

資料4のほうに戻っていただきまして、最後のページ、5ページ目のところをみていただきますと、水素スタンド、それから自動車につきまして書かせていただいております。これが水素スタンドと自動車のほうの非常に重要な柱となるような技術基準でございますけれども、水素スタンドにつきましては平成24年11月、あるいは12月に省令等の改正・施行を終えております。それから、下のほうに書いてございます燃料電池自動車のほうでございまして、これは現在パブリックコメント中ということでございまして、パブコメの意見をもらって、意見があれば必要な改正等を行った上で、省令等の改正を実施していくということでございます。

こういった形で、燃料電池自動車、水素ステーションの規制の見直しを進めているということでございますけれども、我々安全を担当しておりますので、安全のところには十分

注意した上で見直しをしているということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○小林分科会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの資料4のご説明で質問、ご意見でございますでしょうか。よろしいでしょうか。——では、どうもありがとうございました。

そうしたら、引き続きまして、電力安全小委員会のご報告を村上電力安全課長からお願いいたします。

○村上電力安全課長 村上でございます。お手元資料5でございます。横長の資料でご報告したいと思いますが、事業用の電気工作物の規制につきましては、これまでどちらかというと大きなものを念頭に規制と体系がつくられてきたということもございますが、その一方で、固定価格買い取り制度のようなものが始まりまして、大変小さなものも経済性をもつようになって、そういった導入が進むという中で、分散電源に関する規制の緩和の要望が大変多く出てきているという状況でございます。それで、私ども、この表の中で網かけの部分は既に実施したものの、それから白抜きのところは今やっているものでございますが、3月19日に電力安全小委員会を開催いたしましたので、その結果も含めて主なものをご紹介します。

まず、太陽電池発電設備につきましては、電気主任技術者の不選任承認の範囲を拡大してほしいということで、従来 1,000キロワットだったものを、2,000キロワットまで外部委託できるようにしてほしいというご要望がありました。この関係につきましては先般ご審議いただきまして、太陽電池だけではなくて、風力、水力、火力の一部につきましても外部委託できる範囲を 2,000まで広げるということについて委員のご了承を得たところでございます。ただし、全量買い取り制度がスタートいたしまして、太陽電池などが直接配電系統に連系するという形になっていきますと、この設備の管理が悪いと、波及事故と申しますが、周辺の一帯の需要家さん全部を停電させるといったことを引き起こすこともございますので、そういう意味ではリスクに応じた点検頻度に切りかえさせていただくということもあわせて結論をいただいたところでございます。これについては、今後、省令改正する予定でございます。

それから、飛ばしまして、水力関係につきましてもご要望があったのでございますけれども、この点につきましては検討に足る十分なデータが得られないということもございまして、見送りをさせていただきました。

それから、地熱関連につきましてもフラッシュタイプ、通常の地熱発電でございますけれども、こういったものについて、100度以上の温泉井戸があるかどうか私ども一生懸命データを調べたのでございますが、そういったものの所在がつかめませんで、これ以上は検討は難しいということでございました。

3 ページ目の一番上に書いてございますが、ガスタービンとりかえの工事に係るこういった届け出を廃止してほしいということで、1 万キロワット以上 5 万未満といった規模の

ものについて不要にしてほしいというようなご要望があったわけですが、これにつきまして事故データ等を調べますと、1万キロワット未満に比べてこの5万キロワットクラスのものは3倍から4倍ぐらい事故が起きているということもございましたので、そういったことを考えまして、規制の見直しをすることは適当ではないという結論を得ております。

それから、風力発電設備でございますが、ちょうど真ん中辺に風力発電設備の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し（構造審査の一本化）というのがございます。従前、風力発電設備の支持物の部分については建築基準法の審査がございまして、そちらとの二重審査を避ける意味で建築基準法の体系で審査していただいていたものでございますが、これを電気事業法のほうの審査に移すということでございます。これについても、現実的に可能だという結論でございますので、遅くとも来年の4月ぐらいから一本化をするということで準備をしていこうということでございます。

それから、環境アセスメントにつきましていろいろご要望をいただいているところでございますが、その他のところで、4ページ目でございますが、真ん中辺、バンク逆潮流の制限緩和ということでございます。これは配電網にどんどん太陽電池とか風力、そういった設備がついてきますと、需要家さんが使う電気以上に発電すると、配電変電所のところの電気の流れが逆向きに押し出しで外に出るというようなことが起こるのですけれども、今、基準ではそこは禁止、しないようにしてくださいということになっているのですが、これについて緩和してくれば、そういった分散電源をたくさんつけられるということで、こういうご要望があるわけです。これにつきましても、安全であれば逆向きに電気が流れても別に問題はないわけですから、安全的な装置をつけるということを条件にしまして、ここは基準を改正するという結論を得ております。

4ページ目の下から2行目でございますけれども、これはこれからでございますが、今後、電力システム改革の話が進みますと、この関係で発送電分離など起きますと、保安のほうの規制体系を少し変更しなければいけない部分が出てまいりますので、これについて夏までに検討していこうということでご報告しているところでございます。

5ページ目でございますが、ちょうど今、内閣府の規制改革会議の議論がいろいろ進んでいるところでございますが、この中でも幾つか、アセスメントの関係でありますとか、バイナリー発電の関係でありますとかというのが出ておりますので、これらについても今後議論を詰めて対応していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○小林分科会長 ありがとうございました。ご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、引き続きまして、液化石油ガス小委員会及びガス安全小委員会、まとめて福田ガス安全室長からお願いいたします。

○福田ガス安全室長 それでは、資料6―1をごらんください。まずはLPガスのほう

でございます。ＬＰガスは、第１回ＬＰガス小委員会を３月７日に開催しまして、そのときに平成24年暦年の事故発生状況を報告させていただきました。先ほど表課長から全体の事故報告がありましたので説明は省略させていただきますけれども、全体の数はどうだったか、さらに月別にどういう形で推移したか、さらには重大事故として何が起きたか、あと現象別、あるいは原因者はだれか、こんなところを分析しているところでございます。

こういった分析結果を使いまして、次の資料をごらんいただけますでしょうか。資料６―２でございます。平成25年度液化石油ガス販売事業等保安対策指針、私ども保安対策指針と称していますけれども、毎年度こういった指針をまとめまして、各ＬＰガス販売事業者の皆様こういったところを気をつけて自主保安を取り組んでほしいという指針を出しております。実際にこれを受けましてつくったのが６―３でございますけれども、６―２のほうは25年度つくるに当たって、こういったことを注意すべきではないかといったことにつきましてご説明させていただき、了解いただいたというものでございます。

Ⅰのところには、25年度の保安対策指針の策定方針というのが入っております。これは大きく３点ございまして、下のほう、１．でございますが、これまでの指針というのは、わかりやすくいってしまうと、役所の文章がずっと続いていたものでございました。これについて一層の活用を図るために、具体的な要請事項、こういったことをしてくださいというところに特化した形で簡潔な記述にして、よりわかりやすく使いやすいものにしました。また、指針の中には事故の分析を細かく、ページの半分ぐらい割いて書いていたのですが、これは別の資料として外出しをして、同じくその要請事項が何かということを知りやすくしました。

次の２ページに行ってくださいまして、さらに中身のほうでございますけれども、２．のところですが、当然のこととして、24年の事故がどうだったか、また法令違反としてどんなものがあつたか、この教訓を反映しております。（１）としては、ＣＯ中毒事故の防止対策。これにつきましては、従来から業務用施設のＣＯ中毒事故に集中しておったのですが、特に24年は住宅でも発生したということを踏まえまして、住宅の対策も盛り込んだと。あるいは、業務用厨房ですと特に厨房がどのぐらい汚いか、換気ができているか、こういったところが重要ですので、そういうところの清掃、メンテナンスを促進すると。こんなことを消防庁さん、あるいは東京消防庁さんと組んで進めるといったことを書いてございます。

それから、（２）一般消費者起因の事故の防止対策。こちらにつきましては、最近、安全なふろがま、安全なコンロというのが開発され、実際に実用化されております。こういったものをもっと強力に普及させようではないかという話。あるいは、②のほう、間違つてつながっていないガス栓をあけてしまうと。これを防止するための閉栓カバーという取り組みが相当程度進んできておりますので、これをさらにスタンダードにしていこうという話を記述しております。

（３）としては、販売事業者起因の事故の防止。こちらにつきましては、他工事による

間違ってガス管を損傷するという事故が目立ちましたので、こういうところを強化いたしました。

3. としては、自然災害、それから東日本大震災の教訓の反映ということであります。先ほど表課長からも紹介ありましたように、L P ガスの場合、どうしても雪の多い時期に事故が多く発生します。だからといって、これを自然災害だといって片づけるわけにはいきませんので、こういった積雪、除雪の事故防止対策はどうあるべきか、これを記述いたしました。また、東日本大震災を踏まえた検討につきましては、1 年前に報告書をまとめ、それを具体化する形でL P ガス災害対策マニュアルというものを策定いたしました。これの具体策の着実な実施をお願いするという形にしております。

また、2 ページの下の方、II といたしまして、こういった指針の実効性を高める方策についてもまとめてご議論いただきました。これも3 点ございまして、3 ページに行きまして、1 つが具体的な要請事項を追加、廃止するときにもっとより広く事業者、あるいは実際に分担して法律を執行しております都道府県、こういったところの意見をもっと聞くべきではないという話。さらには、行政機関における活用状況の把握・拡大ということで、本省でいろいろな取り組みをしています。また、監督部、都道府県、それぞれ独自の取り組みをしていると思いますが、こういったものの把握、さらに、いいものについてはどんどん取り入れていく、こういった連携の方策について検討しております。最後に、この資料では添付しておりませんが、表彰制度で各事業者が自分の点検ができるような評価項目を載せております。これについて、事業者団体からもこれをもっと普及させようというお話がございましたので、こういった取り組みを後押ししていこうという話をしております。

これに基づきましてつくりましたのが6—3 ございまして、3 月29 日付で正式に決定し、今、物理的な発送の準備をしているという段階でございます。説明は省略させていただきます。

続きまして、次は都市ガスの分野について、資料7—1 と7—2、こちらのほうでご説明をさせていただきます。

都市ガスのほうにつきましては、3 月26 日に第2 回となりますガス安全小委員会を開催させていただきました。都市ガスにつきましても、表記は2012 年としておりますけれども、暦年で昨年の事故状況が分析されております。これも先ほどご報告のあったところなのですが、おめくりいただきまして3 ページをごらんいただけますでしょうか。先ほど鳥原会長からもご説明のあったガス安全行動化計画、こちらでは2020 年を目標とした、表—3 にございますような安全行動化計画指標という目標を掲げております。ここでは2011 年の事故発生状況、さらに2012 年の事故発生状況がわかりましたので、この2 つを見比べまして、指標との達成状況をここで改めて分析しております。

ざっとごらんいただきますと、一番左の欄の全体の下、消費段階、ここが死亡事故と人身事故に分かれておりますけれども、人身事故の中の排ガスC O 中毒事故以外、この項目

につきましては10件未満という目標に対して2011年も2012年も19件ということで、残念ながら上回った状態での横ばいでした。しかしながら、その他の部分については、ゼロ件で横ばい、あるいは数字としては2011年よりも2012年のほうが少なくなってきたということで、いい方向に進んでいるのではないかという全体の結果については、途中経過としてみてとれると思います。こういった事故の分析を含めまして、今、いろいろな対策をとっているところでございまして、これについては第1回のときには第1回目のフォローアップをしております。

続きまして、資料7-2をごらんください。これはガス安全行動化計画の中で掲げられている項目の1つであるのですが、災害対策関係で特に政府のほうで規制の見直しをするべきだということが3点掲げられております。これにつきまして検討の途中経過をご報告させていただきます。

まず1. 供給停止判断基準の見直しでございます。これはどういうものかといいますと、阪神大震災のときに、一定程度以上の地震が起きた場合にはガスの供給を一たんためておいたほうがいいという安全サイドに立った判断基準というのが導入されました。ただ、その結果、一たんめると全部点検をしてもう一度復旧させなくてははいけない。今度は復旧に時間がかかるという問題が発生しております。これにつきましては、中越沖地震の後に、地震の被害状況がある程度軽微であれば、いきなりそこで規模によってとめるのではなくて、その被害の状況をみてから改めてとめようという、第2次緊急停止判断基準というのができております。

さらにこの検討項目では、東日本大震災の結果をみますと、今、60カインを上回ればとにかくとめましょうというのが基本ルールなのですが、これを上回ってもガス導管の被害が軽微であったという地域がみてとれました。したがって、もうちょっとつぶさにみて、この第2次緊急停止判断基準に移行できる条件をもう一個つけたらどうかということで、60カインを上回るS I値を記録したブロックにおいて、被害が軽微であることが予見できる場合を特例措置の要件として追加したらどうかというのが提言でございました。

これにつきまして、さらにどういう条件か、例えばブロックの中の本支管、供給管、灯外内管、つまりガス管ですね、ガス管と建物の耐震化率が90%以上、こういったところでは相当程度被害が発生していないということがわかりましたので、こういった90%以上の耐震化率というのを条件といたしまして、60カインを上回るときであっても軽微となることが想定された場合は第2次緊急停止判断基準に移行するということを既に了解いただいております。具体的には、25年3月付でガス協会のほうでこの要件を規定しまして、各事業者のほうで保安規程の見直しということでこれを具体化していく予定でございます。

さらに、そのページの下の方ですが、2. 移動式ガス発生設備の大容量化ということです。これは、例えば東日本大震災で被災した病院でガスの供給ができないといったときに、移動式ガス発生設備という、タンクを横づけして、そこでガスを発生させ供給するという形態がとられました。しかしながら、法律上、上限が300立法メートル未満に制限さ

れておりまして、300立方メートル未満だと3時間ごとの交代ということで、非常に不都合が発生したということでございます。タンクの容量について上限をもっと上げられないかという提言がされております。

2ページ目の(2)進捗状況でございますが、第2回ガス安全小委員会、3月7日のときに、この検討方針について了解いただいております。1つが、容量をまず1万立方メートルということで考えてもらえないかと。さらにこのときに、同じような規制をしています高圧ガス保安法と比べたときに、この①から⑦まで、保安物件に対する離隔距離、工事計画の届け出、使用前検査、こういったことについてガス事業法で1万立方メートルに上げたときの規定がないので、こういったものを整備していきましょうということになります。この規則に離隔距離につきましては、病院で敷地が広い場合は置けるのですが、置けない場合もあるということで、もしも代替措置として適当なものがあれば、それも検討していこうということで了解いただいております。

ガス安全行動計画上、平成26年度までの結論となっておりますので、引き続きこの省令改正について検討していきたいと思っています。

最後、法定熱量測定の特例措置でございます。これは、東日本大震災発の試みといたしまして、製造所がつぶれたときに、製造所にローリーを横づけしまして、そこからガスを供給したということがございました。ところが、ガスの製造所、毎日1回、熱量と燃焼性をはからなくてはいけないという規定がございまして、これについて非常時なので緩和できないかという　　でございます。

(2)進捗状況でございますけれども、ここににつきましては、災害その他の非常時であってもLNGローリー、これは隔離された容器でございますので、この容器ですと入れる前にはかっている、あるいは入れて使う前にはかる、こういったことでいけるのではないかと。特に入れる前のLNG貯槽については大体事業者が定期的にはかっておりますので、これをもってその製造所で1日1回はからなくていいのではないかという方針について了承いただいております。これも平成26年度結論ということで進めていきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○小林分科会長　　ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明でご質問、ご意見ございましたら、どうぞよろしく願います。どうぞ。

○鳥原委員　　日本ガス協会の鳥原でございます。東日本大震災を受けた国の災害対策ワーキンググループにおきまして、安全かつ早期復旧というのが大きな論点の1つであったと思います。ただいまご説明いただきました資料7のとおり、国が早期復旧に向けて必要とされるような規制緩和を矢継ぎ早に実行していただいたことは、大変ありがたいことだと思っております。供給停止判断基準の見直しにつきましては、既に保安規程を改訂して事業者にも周知しております。また、移動式ガス発生設備の大容量化並びに法定熱量測定の特例措置につきましては、これらの見直しを積極的に活用して、今後、災害時の早期復旧に努めてまいりたいと思っております。

○小林分科会長　　どうもありがとうございました。ほか、ご質問、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。どうぞ。

○木村（文）委員　　日本ガス機器検査協会の木村でございます。一言。

まず、LPガスの保安指針とか安全行動化計画において経産省、あるいは官民挙げていろいろ努力してきたおかげで非常に重篤な事故が減ってきたということで、それは関係者の努力を高く評価している次第でございます。それから、我々としても安住せず、今後とも協力を惜しまないで、ぜひともこの活動の取り組みを強化していきたいと考えております。それで、LP、あるいは都市ガス共通なのですけれども、ガス機器検査協会というのは両方の機器を検査しているという立場からコメントさせていただきたいと思っております。

今回の答申は産業が中心なのですが、サービス産業というとらえ方もございます。業務用です。それから特に飲食産業ですかね。今、福田室長からもお話がありましたように、業務用の厨房の安全が非常にコアとして残っている。件数自体は業務用の事故も減っておりますけれども、ぜひこの辺をつぶしていきたいと考えております。

私、つくづく考えるのですが、人にかかわるもの、例えばふさがっていない栓をあけてしまった事故とか、これはなかなか片づかないのですが、ここ数十年の流れを私のポジションからみると、安全機器がいかに開発されてきて、それが事故の撲滅に役に立ってきたかというのを痛感しているところでございます。例えば40年前、ガス漏れ検知警報器というのは夢だった。そういうのは実用はできるかもしれないけれども、義務づけするにはとても性能が間に合わない。いわんや緊急遮断弁、これは構想としてありましたけれども、これもとても使いものにならない。これがどんどん実現化しております。立ち消え安全防止装置は構想すらなかったのです。それが今、現実にはどんどん実用化されてきている。そういう安全機器での解決というのが技術進歩という意味での1つの成果だと思いますので、これをぜひ強力に推し進めていく必要があるのではないかと考えております。

たまさか、LPの安全ガス指針をみさせていただきまして、非常にきれいにまとまっているのですが、4ページの3の（1）にCO中毒事故の防止対策というのがございまして、その中で重要な対策として5ページ目に、業務用換気警報器、あるいはCO警報器の設置の促進といわれておりまして、これが非常に効果を示してきております。例えば、資料は別ですが、資料7―1の13ページの表―13、ここに業務用需要家の死亡者数、あるいは厨房内の死亡者数が載っておりまして、厨房内の中毒者数をみますと、2007年17件、46件、16件、13件、10件、1件と、特に12年は1件に減ってきておりまして、死亡事故はゼロというのが続いているわけです。これを、例えばガス漏れ、これは別の分科会の資料をみますと、例えば換気警報器というのがございまして、換気警報器が新しくこの世の中に導入されたわけですが、2008年、この46件に対したときに、ガス漏れの換気警報器の導入台数が17万台だったのです。それがだんだんふえてきてまして、2011年には、

この事故件数でいきますと10件に対応するところが73万台ということで、これは因果関係を別に証明することはできないのですけれども、業務用の厨房における中毒者数、警報器の導入の台数が非常にきれいな相関をしている。これも引き続き努力して、全部の厨房につけていただければもっと事故が減るのではないかな、こういう感想はしております。ぜひその点を皆さんにもご認識していただければと思っております。

2点目は、似たような話でございますけれども、もとへ戻りましてLPのほうの資料6―3、液化石油ガス販売事業者等保安対策指針の先ほどのページからちょっと行きまして、6ページのところに一般消費者に起因する事故の防止対策と書いてございます。それで安全な消費機器の普及促進ということで、警報器以外の機器自体をよくするという話がございまして、私どもLPのほうにおいては、特に一般消費者は先ほど福田室長から実際に住宅の中で事故があったというお話がございましたけれども、いわゆる中毒事故は全部業務用の厨房に限定して起こっているということでございますので、我々としてはぜひ業務用についても安全機器についての普及促進をしていきたいと考えております。

具体的に、例えば先ほどもちょっと申し上げましたように立ち消え安全防止装置というのは現実に開発されて住宅、一般家庭ではついているわけですが、これをぜひ業務用にもできれば標準装備化していきたいと考えておりますし、あるいは、これは警報器でするので自動的にとまるわけではないのですけれども、COを検知したときに自動的に火がとまるような、そういう防止装置が、これはテスト、評価段階でありますけれども、これを早く認証できるように我々としてもいろいろ技術的な検討を加えていきたいと考えております。

もう1つは、業務用機器のそもそもの安全性というのでしょうか、やはり業務用の製品についてはばらつきがどうしてもある。というのは、1品生産品目もありますし、少量品目、量は少ない多数のものがあるということで、どうしてもばらつきが出てくるということです。我々としてはその認証のカバー率がかなり低いということがございますので、これは我々の能力が足りないのかもしれませんが、ぜひそういう面での認証を受けやすくするようにして、機器そのものの安全も高めていきたいと考えております。

これは私どもの決意表明と皆様方のご協力、ご支援を賜りたいと思ひまして、発言させていただきます。以上です。

○小林分科会長 ありがとうございました。LPガスと都市ガス中心で、サービス産業ということで、一般社会対象の場合の安全の確保ということをご発言いただきました。どうもありがとうございました。

別にLPとか都市ガスだけではなくて、高圧ガスもほとんど同じような問題で、要するに中小の事業者の方はほとんど一般社会と同じような感じで、安全のことをどのように普及を図るかというのは非常に難しい問題だと思うのです。だから、大企業はそれぞれの団体、学協会をおもちで、そこを通じていろいろな安全のPRとか機器の普及を図れるのですが、それ以外のところが具体的にどうしたらいいかというのが高圧ガスではいつも議論

になっていますが、今おっしゃられたとおりで、今後特定の分野ということではなくて産業全体で末端のところに、一般社会の不特定の相手にどのようにPRとか普及を図るかということはぜひここでも議論させていただいて、実行に移していきたいと。どうもありがとうございました。どうぞ。

○北嶋委員（大野代理） 全国LPガス協会ですが、LPガスの販売事業者の立場からお話を申し上げたいと思います。

LPガス業界は以前から経産省のご指導等もありまして三位一体、あるいは自主的にお客様の安全を守るということを最優先に、さまざまな事故防止対策をやってまいりました。残念ながら、この数年間、資料にございますように、事故件数が高止まりしております。この要因もいろいろと当方で研究しておりますけれども、さまざまな要因があるということで、どのような対策を講ずべきか、まだ現在苦慮しながら、さらなる対策を検討しているところです。今回、資料にございますように保安対策指針が出されたわけでございますけれども、実は昨年4月から私どもでは「LPガスの安全安心向上運動」というのを展開していきまして、その趣旨は3つほどございます。1つ目は死亡事故をゼロにする。2つ目は販売事業者に起因する事故をゼロにする。3つ目が、全体の事故件数を過去5年間平均の3分の1以下にするというのを目標にやっております。今回、福田室長から示された保安対策指針を踏まえまして、25年度からさらにこの指針に沿っていろいろ進めたいと考えています。具体的には使っていないガス栓については閉栓カバーをするということを既に一昨日の当方の理事会で機関決定しております。

また、自主保安活動としてチェックシートを活用した自己診断を行うこと、CO中毒事故防止として業務用施設をどうすべきかについていろいろと研究をしていこうと思っております。業務用の場合には警報器その他いろいろございますけれども、やはり厨房の中というのは警報器を設置しましても、非常にうるさい、業務に支障があるということでガス使用者が途中で切ってしまうことが多いようです。これをどう解決すべきか、今後検討してまいりたいと思います。福田室長には今後ともいろいろご指導賜りたく、よろしくお願いいたします。

○小林分科会長 ありがとうございました。協会から補足のご説明をいただきました。

そうしたら、最後の議題になりますが、その他につきまして事務局、表保安課長からお願いいたします。

○表保安課長 お手元に参考資料として南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）のポイントという資料を置かせていただいております。こちら、先ほどの報告の中にもございましたとおり、今後、南海トラフ巨大地震、それから首都直下地震、それらの地震を踏まえた自然災害の対応をどうするかということを議論するときの参考になると思って置かせていただいた次第です。

この資料そのものは、内閣府の防災担当から発表されたものでございますけれども、1ページ目をちょっとめくっていただいて、真ん中あたりの（2）でワーキンググループの

名前が書いてありますけれども、実はこの資料、作成責任者はこの南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループという1つの検討会でございます。余り細かくご説明いたしませんけれども、このワーキンググループで作成した被害想定が、2ページのところに書いてあります。新聞報道でも表現の仕方がいろいろな形になっているのですけれども、この被害想定はどういうものを前提としたかという、(1)の1行目、後半にありますとおり、最新の科学的知見に基づく最大クラスの地震、明確な記録が残る時代の中ではその発生が確認されていない地震、少し下に行って、千年に一度にとどまるわけではなくて、あるいはそれよりもっと低い頻度で発生する地震、(2)のところにも発生頻度が極めて低い地震と書いてありますけれども、そういう地震を念頭に置いて、(4)にありますとおり、正しく恐れるということを目指してこれを作成したという位置づけの資料であるとうご理解いただきたいと思います。細かな説明は省略させていただきますけれども、簡単にご紹介させていただきました。

以上です。

○小林分科会長 ありがとうございました。これはご質問を受けても困る……(笑声)。一応こういって、でも、この分科会、あるいは分科会傘下の各小委員会としては、地震、津波に関して具体的に何か対策をこれから検討していかなくてはいけないということで、その大もとになるということで、ぜひご参考にさせていただきたいというご紹介です。どうもありがとうございました。

そうしたら、これで本日の用意した議題は全部終わりですが、最後に、豊永商務流通保安審議官からコメントをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○豊永商務流通保安審議官 本日はありがとうございました。ご指名ですので、一言だけ申し上げたいと思います。

産業保安の再構築、おとりまとめいただきまして、ありがとうございました。短期間のご審議の中で、私ども大変しっかりのご審議をいただいたと思っております。安全については、私どもは本来当たり前のことだと思っておりますが、当たり前のことが当たり前でない状態になってはいけないと考えております。自主保安を基本に考えておりますけれども、政府としてもその自主保安が貫徹されるよう全力を尽くしたいと思っております。せかす？つもりはございませんけれども、この報告書をまた見直す必要が生じることはないように進めたいと思っております。

2つ目に、各小委員会の報告をお聞きいただきました。少し熱の入った説明もあったかと思っておりますけれども、この分科会のご指導のもと、各小委員会では熱心な議論がなされております。その一端をごらんいただけたのだと思います。安全、保安というのは本来地味な部分はあるわけでありまして、細かくみれば検討すべき課題は多数ございます。各委員会の方々にかなり時間を無理して運営いただいておりますが、この分科会にも適宜にその活動の報告を今後ともさせていただきたいと思っております。各小委員会が着実に成果を上げていることをご報告させていただいた次第であります。

3つ目に、今後の私どもの取り組みでありますけれども、この分科会を中心に地震、津波対策に備えて大きな、技術的にも政策的にも困難を伴う課題を控えております。この分野については各界のお知恵をおかりしながら、この場を中心に議論を進めさせていただきたいと思っております。

それから、資料としては、今回十分にお渡しできておりませんが、規制の見直しということがこの内閣の1つの大きな柱にもなっております。3本の矢の中の3つ目の民間投資を呼び起こす成長戦略という中の、大きな重要な柱だと思っております。例えば、燃料電池自動車関係の話、先ほども高圧ガス小委の報告の中で出ましたけれども、これについては普及の開始までの保安対策についてめどをつけましたけれども、さらに普及拡大に向けて何をやるのかということで、具体的な要望項目を含めて俎上に上がってきてございます。それから、分散電源については、既にエネルギー小委員会の報告としてご報告した以外にも新たな問題といえますかご要望が届いております。私どもは、これに尽きませんか？けれども、今後日本が伸ばしていくべき産業、また分野について極力支障にならないようにするのが、私どもも含めての努めだと思っております。その観点から、ぎりぎりまで何が許されるのかをきわめたいと思っておりますけれども、一方で、先ほど事務局のどれかが申し上げたように、私どもは、ここにおられる皆様のお知恵をおかりしながらだと思いますけれども、最後まで守らなければいけない保安ルールもあるというところはしっかり申し上げながら、この議論にもこたえていきたいと思っております。

少し長い説明の時間になってしまいましたけれども、重ねて本日までのご尽力に感謝申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○小林分科会長　　どうもありがとうございました。

それでは、表保安課長から次回以降のスケジュール等についてご説明をお願いいたします。

○表保安課長　　保安分科会、次回以降につきまして具体的なめどという形で考えているスケジュールは現在のところございません。また必要な問題が生じた段階で、皆様のご都合を伺って、分科会を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

○小林分科会長　　どうもありがとうございました。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、非常に有益な議論を展開していただきまして、本当にありがとうございました。とにかく、これで産業構造審議会保安分科会報告書というのがきょう完成いたしました。皆様のご協力のおかげで大変感謝いたします。どうもありがとうございました。

——了——